

中島保育園

重要事項説明書

(2025年度)

添付書類 : 中島保育園 運営規程
中島保育園における個人情報保護の方針

社会福祉法人 瑞彰福社会

中島保育園

中島保育園 重要事項説明書

(2025年度)

重要事項説明書は、当施設と利用の申し込みを行った支給認定保護者に対し、当該施設の概要や運営方針等、重要な事項を説明するものです。

1 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 瑞彰福社会
代表者 氏名	田中 彰典
法人の所在地	福岡県柳川市大和町中島1413番地
法人の電話番号	0944-76-0490

2 利用施設

施設の種類	保育園
施設の名称	中島保育園
所在地	福岡県柳川市大和町中島1413番地
電話番号	0944-76-0490
施設長名	田中 満寿男
利用定員	50名
開設年月日	平成19年 4月 3日
認可年月日	昭和28年11月30日

0歳児 6名 1・2歳児 15名

以上児 29名 合計 50名

3 施設の目的

自分でなんでもでき、心身ともに健康で心豊かな子どもを育成する。
明るくて、楽しい保育園

自分の事は、自分でできる子ども	(自主性)
思いやりがあり、助け合う子ども	(友愛・強調)
じょうぶで、ねばり強い子ども	(健康・忍耐)

4 運営の方針

当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育を提供するように努める。

5 提供する保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

4 施設・設備等の概要

敷地	面積	1,823.0m ²
建物	構造	鉄骨造 2階建て
	面積	831.0m ²
施設の内容	乳児・ほふく室 2室	105.0m ²
	調理室	35.0m ²
	保育室・遊戯室 5室	295.0m ²
	調乳室	53.0m ²
	乳幼児用トイレ 3室 屋外遊技場	1,450.0m ²

5 職員体制（2025年度）

園長	1名
主任保育士	1名
保育士	11名
調理師	4名
看護師	1名

6 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日	
開所時間	午前7:00～午後6:00	
保育標準時間	保育時間	午前7:00～午後6:00
	延長時間	午後6:00～午後7:00
保育短時間	保育時間	午前8:00～午後4:00
	延長時間	午後4:00～午後7:00
	時間外時間	午前7:00～午前8:00
休所日	日曜日 国民の祝日 年末年始(12月29日～1月3日まで)	

7 給食について

アレルギー等への対応	アレルギーがある子どもについては、個別に対応します。 離乳食については、ご家庭で食べていないものは、 提供していません。
------------	--

8 年間行事予定（2025年度）

月	行事 予定
4月	入園式 歓迎遠足
5月	子どもの日の集い
6月	運動会
7月	水遊び
8月	
9月	
10月	ハロウィン
11月	
12月	クリスマス発表会
1月	
2月	節分
3月	ひな祭 防火パレード 卒園式
毎月の行事 誕生会(隔月)	

9 行事等の写真撮影について

行事等で、写真・動画の撮影は許可しますが、SNS 等に投稿することは禁止。
他のお子様が映っている為、SNS 等に投稿・反映させないこと。

10 保育料無償化について

3歳児以上は、保育料が無償化になります。ただし、毎月 副食費（おかず代）が自己負担となります。自己都合による長期欠席等では、返金できかねます。
なお、弁当の日があります。

0歳～2歳は、市役所より保育料が決定されます。

副食費 4,500円

11 保護者の負担について

保育料は、市役所が決定します。

保育料のほかに、保護者にて準備していただくものとして以下のものがあります。

鍵盤ハーモニカ(年中児～)	市販のもの
体操服 (年少児～) 赤白帽子	小学校指定のもの
絵の具 (年中児～)	市販のもの

また、保護者会から保護者会費の徴収があります。

延長保育料は、1時間 100円 (後延長のみ)です。

12 施設の利用開始、終了に関する事項及び留意事項

利用の開始について

保育の提供は、市役所より入所決定された支給認定を受けた保護者が、
本 重要事項説明書に同意されたことで、利用開始とする。

利用の終了について

当園は、次の場合には保育の提供を終了します。

利用乳幼児が小学校に就学したとき

児童の保護者が児童福祉法又は、子育て支援法に定める

支給要件に該当しなくなったとき

市外に転出するとき

その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13 緊急時における対応及び災害対策

内科

病院名	藤野 医院
所在地	福岡県柳川市大和町中島543-1番地
電話番号	0944-76-0011

歯科

病院名	ひらかわ 歯科医院
所在地	福岡県柳川市大和町中島954-1番地
電話番号	0944-76-3695

緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の事態が発生した場合は、保護者の連絡先へ速やかに連絡しますので、連絡がつながる連絡先を指定してください。

災害対策

防火管理者	園長 田中 満寿男
避難 訓練	火災・地震・風水害・不審者等を想定した避難訓練を 月 1回実施
防災 設備	消火器・誘導灯・火災報知器・110番通報装置等を備えています。
避難 場所	柳川市立 中島小学校
災害時の連絡	メールで情報提供を行います。

14 保育内容に関する相談・苦情

受付 担当者	保育士 田中 寿子
受付 責任者	園長 田中 満寿男
利用 時間	午前10:00～午後4:00
連絡 先	電話 0944-76-0490 FAX 0944-76-3341
受付 方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

第三者委員

第三者委員	清松 芳行
所在地	福岡県柳川市大和町中島678番地
電話 番号	0944-76-4105
第三者委員	高田 幸子
所在地	福岡県柳川市大和町中島760-1番地
電話 番号	0944-76-0624

保育園以外の相談・苦情受付窓口

柳川市 子育て支援課	電話 0944-77-8523 FAX 0944-73-9211
福岡県社会福祉協議会 運営適正化委員会	電話 092-915-3511 FAX 092-584-3354

15 虐待防止の為の措置に関する事項

職員による園児への虐待防止の為、虐待防止マニュアルの作成・運用

16 送迎について

朝、各クラスで保護者から園児を預かるのち
帰り、各クラスにて保育士から園児を保護者に帰すまで、保育園の責任となります。

朝、各クラスに保護者から園児を預かるまで
帰り、各クラスまで迎えにきて、保育士から園児を保護者に帰してからは、
保護者の責任となります。

園舎敷地内であっても、責任を負いかねます。

17 個人情報保護に関する基本方針

別紙のとおり個人情報保護に関する基本方針を定めています。

重要事項に関する同意書

特定教育・保育または地域型保育の提供にあたり、
「中島保育園 重要事項説明書」に基づき、重要事項の説明を行いました。

2025年 4月 1日

社会福祉法人 瑞彰福祉会
施設 名称 中島保育園

施設 代表者 理事長 田中 彰典 (印)

説明 責任者 園長 田中 満寿男

私は、重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

年 月 日

住 所 _____

保護者 氏名 _____ (印)

児童名 _____

保護者と児童との続柄()

社会福祉法人 瑞彰福祉会

中島保育園 運営規程

(施設の目的)

第 1条 社会福祉法人 瑞彰福祉会が設置する中島保育園(以下「当園」という。)が保育所として行う保育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な保育を提供することも目的とする。

(運営の方針)

第 2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育を提供するように努める。

(名称及び所在地)

第 3条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	社会福祉法人 瑞彰福祉会 中島保育園
所在地	福岡県柳川市大和町中島1413番地

（ 提供する保育の内容 ）

第 4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

（ 職員の職種及び職務内容 ）

第 5条 当園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、国が定める最低基準を下回らない人数とする。

1 施設長（ 園長 ）

園長は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 主任保育士

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を総括する。

3 保育士

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

4 調理師・栄養士

調理師・栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、献立に基づく調理業務及び食育を行う。

5 事務・用務員

事務・用務員は、当園の事務及び雑務を行う。

6 嘱託医

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期内科検診、
歯科検診、職員健康診断及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(保育を提供する日)

第 6条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律 第178号）に規定する休日、
12月29日から31日及び翌年 1月 1日から 1月 3日を除く。

(保育を提供する時間)

第 7条 当園の保育提供時間は次のとおりとする。

1 保育標準時間認定に関する保育時間

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給
認定保護者が保育を必要とする時間とする。

午前7:00～午後6:00までとする。

ただし、当園が定める保育時間以外の時間帯において、やむを得ない
事情により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開所時間の間
に延長保育を提供する。午後7:00までとする。

2 保育短時間認定に関する保育時間

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

午前8:00～午後4:00までとする。

ただし、当園が定める保育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、当園が定める保育時間から開所時間の間に延長保育を提供する。午後7:00までとする。

3 開所時間

午前7:00～午後6:00までとする。

(利用料)

第 8条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

延長保育料は、一時間 100円とする。

副食費 4,500円 (3歳児以上)

(利用定員)

当園の利用定員は、次のとおりとする。

0歳児	6名	1・2歳児	15名
以上児	29名	合計	50名

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第 10条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき且つ、保育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

- 2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。
- 3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。
「子ども・子育て支援法施行規則」第 1条の規定に該当せず、市町村が利用を取消したとき。
支給認定保護者から保育所利用の取り消しの申し出があったとき。
市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 11条 当園は、保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医に相談する等の措置を講じる。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、柳川市子育て支援課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用子どもに対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(災害対策)

第 12条 当園は、災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、災害時の関係機関への通知及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1回 避難訓練を実施する。

(虐待の防止の為の措置)

第 13条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- 1 人権の擁護・虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - 2 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - 3 その他虐待防止の為に必要な措置
- 2 当園は、保育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等、利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、柳川市子育て支援課・児童相談所等、適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第 14条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

(安全対策と事故防止)

第 15条 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

- 1 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重大な事故（意識不明の事故を含む）については、柳川市子育て支援課にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

第 16条 当園では、子どもに対して、年に2回の定期健康診断を実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(支給認定保護者に対する支援)

第 17条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子供とその支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。

- 2 当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

第 18条 当園は、保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育の質の向上を目指す。

(秘密の保持)

第 19条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

- 2 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第 20条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | | |
|---|--------------------------------|-------|
| 1 | 保育の実施に当たっての計画 | 5年間保存 |
| 2 | 提供した保育に係る提供記録 | 5年間保存 |
| 3 | 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| 4 | 保育所児童保育要録
当該児童が小学校を卒業するまでの間 | 保存 |

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

中島保育園における個人情報保護の規程

社会福祉法人 瑞彰福社会

中島保育園

社会福祉法人 瑞彰福社会 中島保育園（以下「当園」というは、園児及び保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて『個人情報の保護に関する法律』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）及び関連法令等を遵守し、下記の規程に基づいて個人情報の保護に努めます。

（ 基本理念 ）

- 1 当園では、「個人情報保護法」第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

（ 個人情報の利用目的 ）

- 2 当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、「児童福祉法」および厚生労働省編「保育所保育指針」が示している保育所保有の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

(個人情報の第三者への提供)

3 当園では、「個人情報保護法」第23条に規定されている下の各号の一に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

1 法令に基づく場合

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の管理)

4 当園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩、滅失、または毀損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失くした個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去)

- 5 当園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、これらの要求ある場合には、法令に従って速やかに対応します。なお、苦情等については相談窓口を設置して適正に対応します。

相談窓口 （ ご意見・ご要望・個人情報に関すること等 ）

担当者	主任保育士	田中 寿子
	保育士	天場 由里子
責任者	園 長	田中 満寿男

(個人情報保護体制の継続的改善)

- 6 当園は、この「中島保育園における個人情報保護の規程」を実行するため職場内研修の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつ又継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より実施します。